

平成27年8月27日

篠山市長 酒井 隆明 様

篠山再生計画推進委員会

委員長 菟原 元彦



篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について

篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領（以下「要領」という。）第5条に基づき、市長から篠山再生計画推進委員会（以下「本委員会」という。）に対し意見の求めがあった、栗柄浄水場・ダム水浄水施設整備について、本委員会において、下記のとおり取りまとめたので附帯意見を付して報告します。

記

平成27年8月20日に開催した本委員会において慎重に審議した結果、要領第3条の選定基準(1)「事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと。」、(2)「事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと。」のいずれにも適合していることを確認した。

附帯意見

1. 事業の実施にあたっては、関係自治会を対象にした説明会を行うなど、利用者に十分な説明を行い、理解が得られるようにするとともに、水質に対し不安感を与えないよう、丁寧な対応に努められたい。また、説明の際には、単に事業内容だけではなく、水質に関する計測データ等を最大限公開し、透明性の確保に努められたい。